

(第5条による合意書の参考様式)

債券貸借取引に関する基本契約書に係る合意書

(以下甲という)と (以下乙という)は、 年 月 日付の「債券貸借取引に関する基本契約書」(以下基本契約書という)につき、以下のとおり合意した。

第1条 基本契約書第2条の定めにかかわらず、個別の債券貸借取引を行うに当たっては個別取引契約書に代えて、債券貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書を甲又は乙が作成し、乙又は甲に交付する。

2 乙又は甲は、交付を受けた債券貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書を速やかに確認し、締結した契約内容と相違がある場合には直ちに甲又は乙に連絡する。

第2条 基本契約書中、「個別取引契約書」は「債券貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」に読み替える。

第3条 前2条の取扱いは、本合意書締結日から適用する。

上記を証するため、本合意書2通を作成し、甲、乙各々の代表者又は代表者の代理人が記名押印し交換するものとする。

年 月 日

甲

印

乙

印